

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-9
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2023年3月27日
 2555回

加茂支部・申告(苦勞)さん会に 1人 3/17

支部役員・長谷川さんの車でのご送迎で、支部役員等7名が参加しました。会場は読者のお店。お店のテーブルには、お寿司、オードブルがところ狭しと並び、



「申告(苦勞)さんでした」と参加者全員が口を揃えて挨拶して乾杯。「申告終わって楽々した」「脳梗塞になった時は大変だった」などの病歴や、世間話で盛り上がりました。酔いも回り、カラオケでは、「美空ひばり」「石原裕次郎」「都はるみ」など、昭和歌謡や演歌で、夕方6時すぎたつづり5時間、久しぶりに、話と歌で楽しみました。(田中加茂支部長)

三条民商事務所でも「申告(苦勞)さん会」3月26日(日)16時〜会費2千円(他、各支部より補助あり) 急な計画ですが参加希望の方は連絡を。池田副会長の豚汁隊長以下、坂井会長、山谷共済理事長が腕を振ります!

新商連・組織財政委員会 3/16 (事務所リモート)

三条からは坂井会長、田中常任理事、池田副会長の3名がZoomで参加しました。班、組織作りの大切さや、対面での交流が、いかに仲間としての関係維持に有効かなど、あたりまえのよう



で改めて考えさせられました。勉強会(11月の役員学習会)の成果をきかれた坂井会長、一言「心が一つに なりましたー!」これにはパソコンの向こうからも爆笑が。(ホントのことですから)笑()「三条民商は楽しそうな」行事が多いですね。」と言われ、少し嬉しくなりました。(池田副会長)

全商連「経営対策交流会」3/17

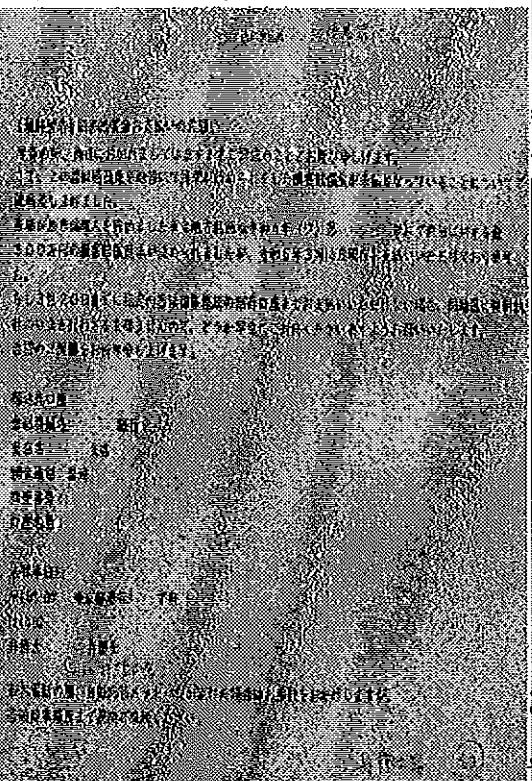
(第3回オンライン連続講座)佐藤副会長参加《佐藤さん感想》実践・活動報告を聞いて、長く続けるってやっぱりその時代に対応していく努力が必要なんだと強く思いました。今後、良いと思ったことを推し進める勇氣、センスをみがく。今後、若い力が参加できる企画を要望していきたい。

佐藤副会長が婦人部に続き、新婦人下田支部でスマホ教室講師に4/22(土)



下田全域にチラシが配布されるそうです。すごいですね。頑張ってください!

詐欺FAX. にご注意! テレビでも報道されて問題になっている法律事務所と弁護士名(実在)を語る詐欺FAXが会員2軒に届きました。ご注意ください!



R 4 所得稅納稅期限 3 / 15 (水) 振替納稅 4 / 24 (月)
 R 4 消費稅納稅期限 3 / 31 (金) 振替納稅 4 / 27 (木)

4月記帳会・インボイス相談会

4月15日(土)9時半〜事務所
 インボイス申請書は事務所 **あわてずに!**
 実施は2023年10月1日 登録は2023年3月末→申請手続きの柔軟化で無条件に「2023年9月末」までOK
 2023年10月1日からの請求書・領収書に番号が間に合わなくても、溯って有効です! 実施前なら「取り下げ」も可能。

加茂ドック 6月17日(土)下越病院
 8時に直接集合 枠は**12名** 電話でお申し込みを。現在8名あと4名で締め切ります。三条ドック(新潟懸健康協会は、8月の予定)

共済拡大訪問 3/19 7名3組18軒
 B会員1名増えました!
 3月入会の会員の奥さんから共済会に加入して頂こうと、緊張しながら伺いました。今は、何が起るかわからないから、毎月千円で身の保証をすると説明。入会して頂き感謝です。(高橋事務局員)

共済会より

☆共済加入者がコロナ感染症で陽性で自宅待機された方(入院扱いですが、必ず医療機関または、保健所からの指示を受けてください。)
 12/1〜感染からメールの証明のコピーが必要です。スマホなどが使えず証明書類がない場合は、理由・経過をお聞きし「役員確認書」添付でも給付の可能性も。
 ☆陰性でも濃厚接触者陰性で自宅待機された方(安静加療見舞金)も申請ができます。コロナ感染症特例で6か月経過で無効にはならず発生時に溯り給付されます。医療機関の証明がなくても役員の証明で可能です。遠慮無く申し出てください。

労働保険事務組合より

労働保険のR4年度は4/1〜3/31です。R5年度4/1から特別加入を脱退するなど、変更のある方は、3月23日(木)までヨコパンを持っておいでください。4月に入ってしまうと、1か月分の保険料が発生しますのでご注意ください。
 従業員入社・退職など、の変更もありましたら、お早めにご連絡ください。

R5年度4/1〜3/31から、雇用保険料率が上がります
 一般の事業(被保険者負担) 5 / 1000 ↓ 6 / 1000
 建設の事業(被保険者負担) 6 / 1000 ↓ 7 / 1000

※労働保険の年度更新の書類は、3月中にお届け予定です。

年度更新の手続きは4月10日(月) 11日(火) 14日(金) 10時〜正午 13時半〜16時
 ※新規の相談は4月4日(火) 10時〜正午 13時半〜16時